

自治基本条例の制定に向けて

政策企画課 224-5503



個性を生かしたまちづくりへ

生活に最も近く、密接にかかわっている市町村などの自治体。「地域でできることは地域で」という考え方により、近年、国から自治体に多くの権限が移譲されています。同時に、その地域の実情に合わせた柔軟な対応が求められています。

このような変化に対応するため、自治体は地域の将来像を自ら描き、個性を生かしたまちづくりを進めなければなりません。それには、地域にかかわる皆さんの協力と、まちづくりに参加するためのルールが必要です。このルールを作り、自らの手でまちづくりを進めるために、市では自治基本条例の制定に向けて検討を始めることにしました。

自治基本条例はまちづくりのルール

自治基本条例とは、住む・働く・学ぶなどで地域にかかわる皆さんが、より豊かで魅力的なまちづくりを進めるための、よりどころとなるものです。まちづくりを行う際に必要な考え方や、それにかかわる皆さんの役割など、基本的なルールやしきみを定めています。そのため同条例は、「自治体の憲法」ともいわれています。

同条例が制定されると、市民の皆さんが自らの手で、川越の個性を生かしたまちづくりを積極的に進めていくことができます。

自治基本条例の連続講座を開催

自治基本条例の制定に向けては、市民の皆さんの理解と協力が重要です。そこで、同条例の意味や意義を理解し、考えていくための講座を開催します。

これからの川越のまちづくりを共に考え、自らの手で形作っていくための第一歩となるこの講座に、一人でも多くの方の参加をお待ちしています。

●自治基本条例連続講座

当日直接、会場にお越しください。

日程	講師・内容
11月22日(月)	尚美学園大学准教授・眞下英二さん 「自治基本条例とは」
来年1月21日(金)	法政大学教授・廣瀬克哉さん 「自治基本条例の動向と課題」
2月 8日(火)	関東学院大学教授・出石稔さん 「自治基本条例の制定に向けて」

時間…午後6時～8時30分(開場＝午後5時40分)

会場…7 A B 会議室(市役所本庁舎7階)

対象…市内在住・在勤・在学

定員…各先着150人